

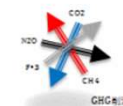
市町村 御中

環 境 省

地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業 (省エネ計画策定及び設備更新補助金)

この補助金は地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業と言い環境省が行い環境イノベーション情報機構が執行機関となり行う補助事業です。

2017年11月9日



一般社団法人
沖縄CO2削減推進協議会
Okinawa CO2 Reduction Promotion Conference

～ I 補助事業の種類～

1. 事務事業編等の強化・拡充事業(第1号事業)

- －1. 地球温暖化対策計画書に比べて遜色のないものとして策定・改定する事業であること。
- －2. 事務事業編に基づく取組が現行のものとは比べて大幅な強化・拡充となるものであること。
- －3. カーボン・マネジメントを行う体制の整備・強化に向けた調査・検討を行う事業であること。

2. 事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業(第2号事業)

- －1. 事務事業編に位置付けられたものであること。
- －2. エネルギー起源CO2の排出削減に直接資する設備等であること。
- －3. 環境省が定めるL-2techリストから2区分以上の省エネ設備を含むこと。(区分:空調・給湯・照明・変圧器・エネルギーマネジメントシステムなど)



空調



GHP



照明



ボイラー



変圧器

エネルギーマネジメントシステム



EMS

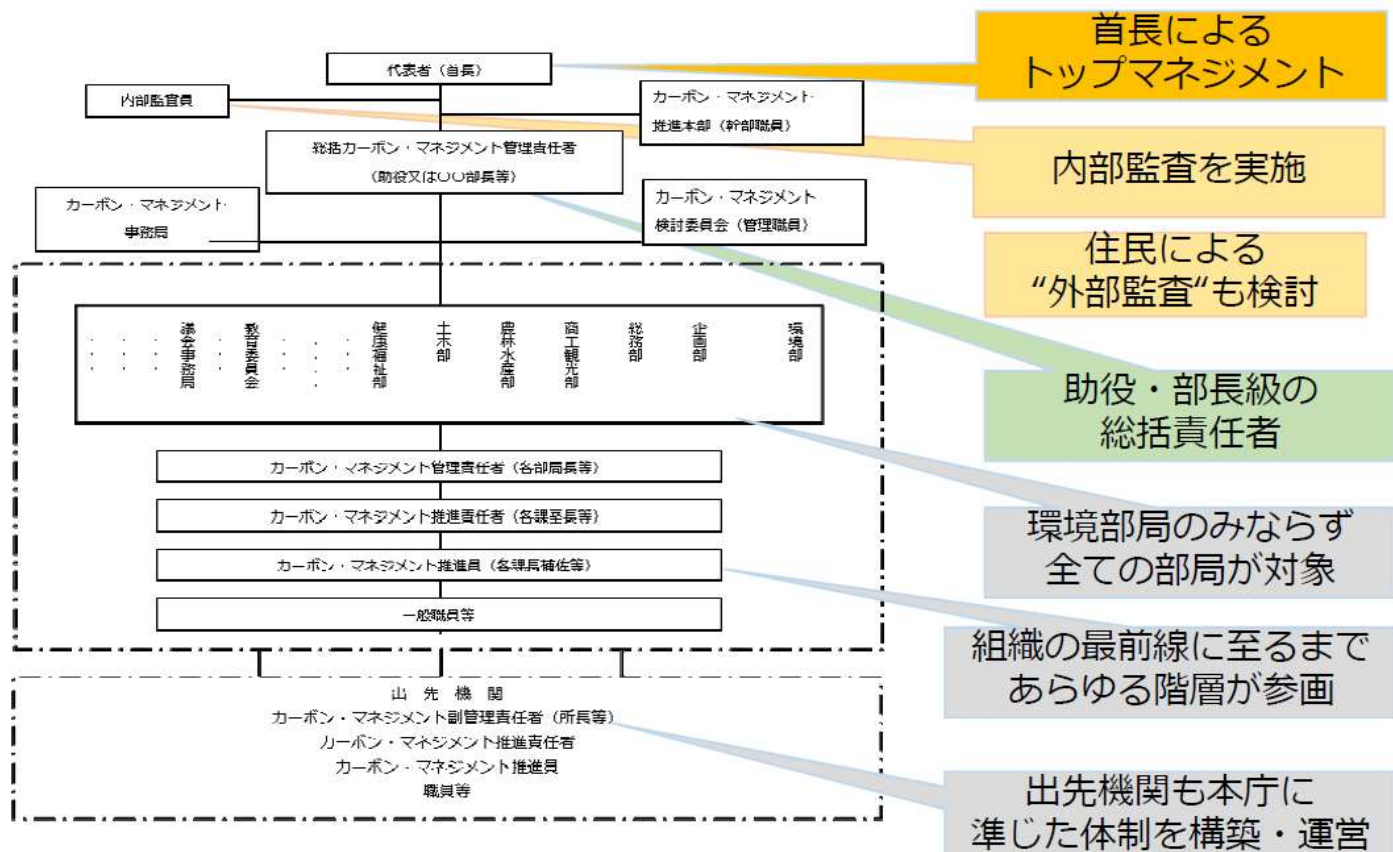


換気扇



～ 3.カーボンマネジメント体制強化～

カーボン・マネジメント体制のイメージ



4.L2-TECHリスト(環境省)

対象事業の要件 2 / 2 (第2号事業) **公募要領** 1~2ページ

- 3) 「平成28年度版L2-Techリスト」(環境省)に基づく以下の表から、施設ごとに2区分以上の省エネルギー設備を含むこと。

記号	区分
あ	空調機(ヒートポンプ・個別方式)
い	熱源・空調機(ヒートポンプ・中央方式)
う	熱源・空調機(ヒートポンプ・中央方式)・熱源補機
え	熱源・空調機(気化式・中央方式)
お	熱源・空調機(吸収式・中央方式)
か	熱源・空調機(吸着式・中央方式)
き	熱源(ヒートポンプ)
く	給湯器(ヒートポンプ)
け	給湯器(ガス式)
こ	ボイラ
さ	コージェネレーション
し	照明器具
す	変圧器
せ	エネルギーマネジメントシステム



～Ⅱ 補助率など～

1. 事務事業編等の強化・拡充事業(第1号事業)

- －1. 都道府県・政令都市の場合。
2分の1(上限1000万円)
- －2. 政令市未満市町村、特別区及び地方公共団体の組合の場合。
定額(上限1000万円)※一般会計から支出の場合は消費税も対象です。

2. 事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業(第2号事業)

- －1. 都道府県・政令都市の場合。
3分の1(上限なし)
- －2. 政令市未満市町村で財政指数全国平均以上の場合。
2分の1(上限なし)
- －3. 政令市未満市町村で財政指数全国平均未満の場合。
3分の2(上限なし) *共同申請の場合は3分の1(リース会社活用など)



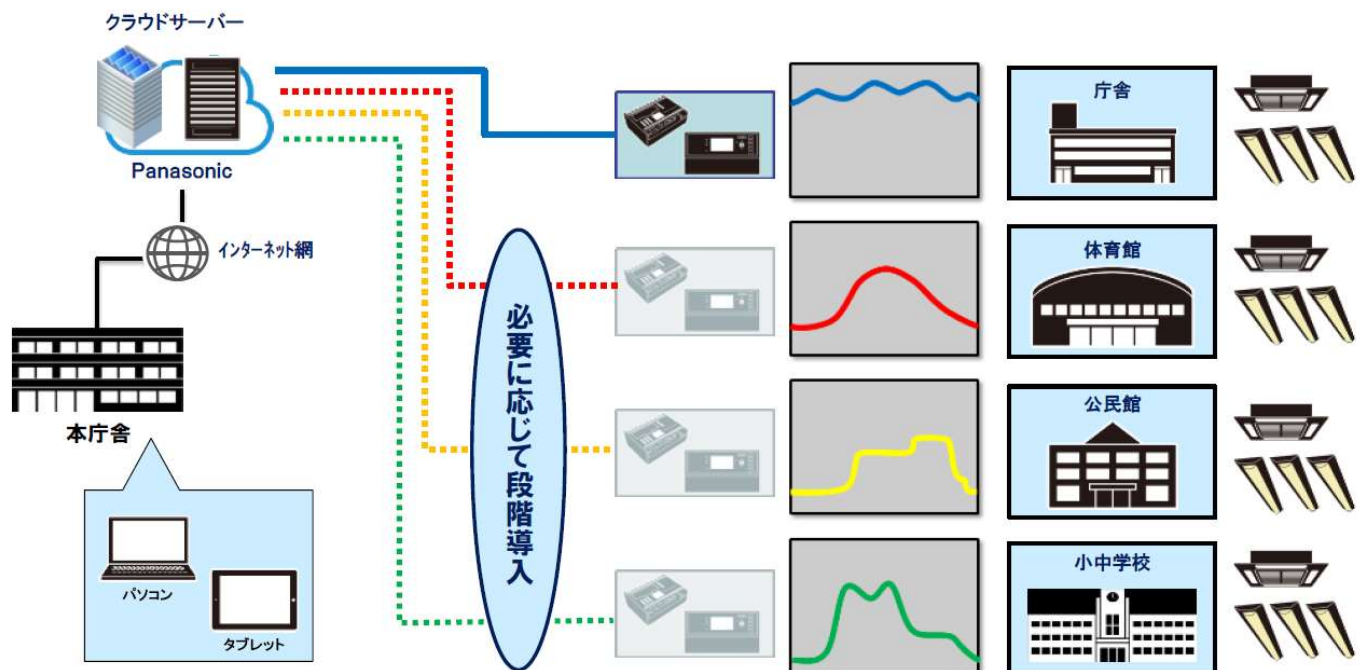
～Ⅲ対象施設～

1. 事務事業編等の強化・拡充事業(第1号事業)

－1. 役所が所有する施設

2. 事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業(第2号事業)

－1. 対象外施設は小中学校、水道施設、下水道施設及び廃棄物処理施設のみの施設導入は対象外ですが、**庁舎等と併せて**行い、またエネルギーマネジメントシステム(EMS)等により複数施設を**ネットワーク化(CEMS)**する場合は対象となります。**(新築も対象)**



～Ⅳ事業期間①～

1. 事務事業編等の強化・拡充新事業(第1号事業)

- －1. 本年度の交付決定後～**2月28日**までに完了すること。(支払いまで)

2. 事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業(第2号事業)

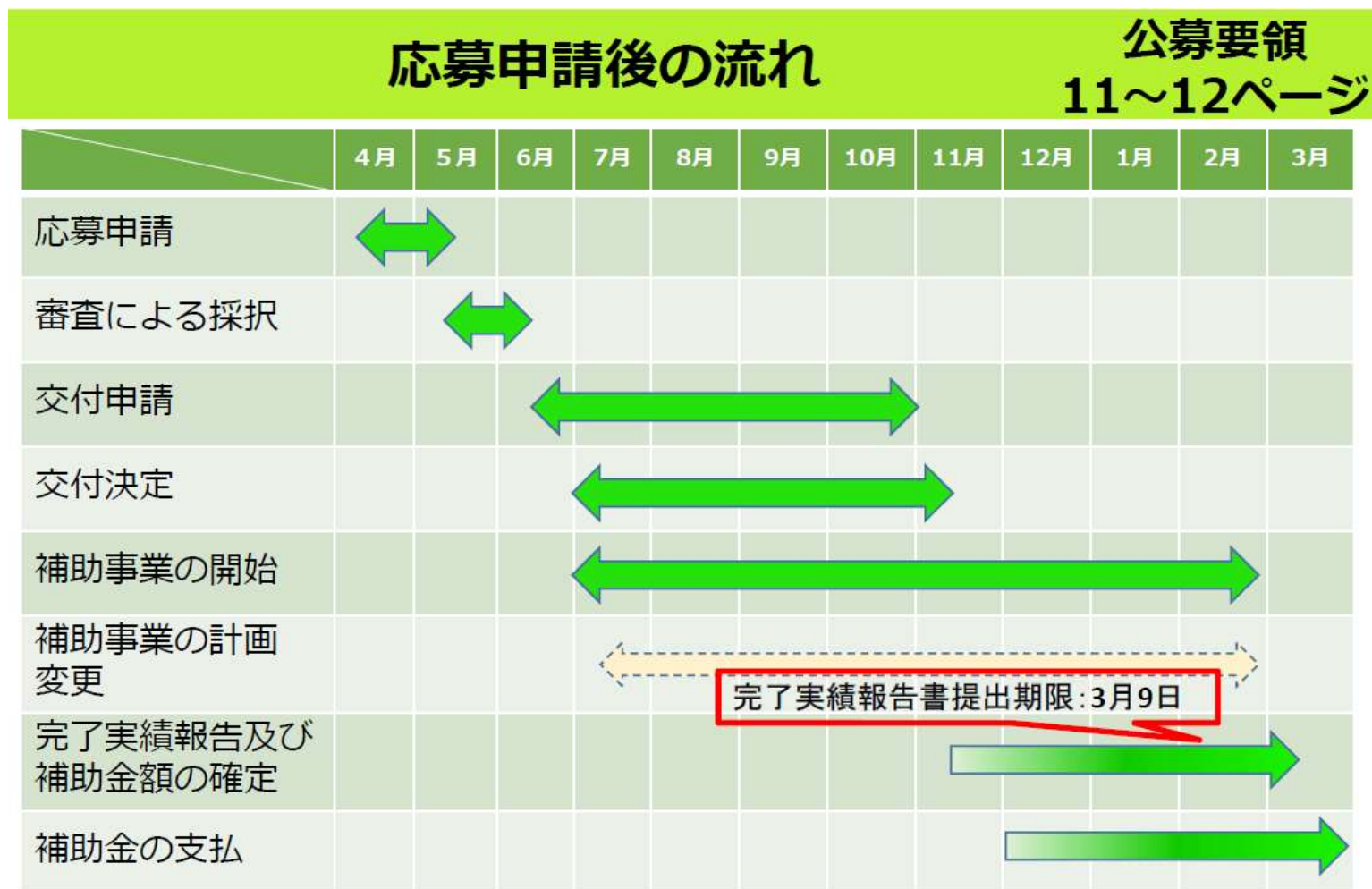
- －1. 複数年事業は**原則 3年間**(複数年を一括発注とする場合は**2年間**)を限度とします。

3. 公募開始

- －1. 一次4月14日から5月15日当日必着、二次は6月26日から7月18日
三次は8月9日から9月15日



4. 応募申請後の流れ



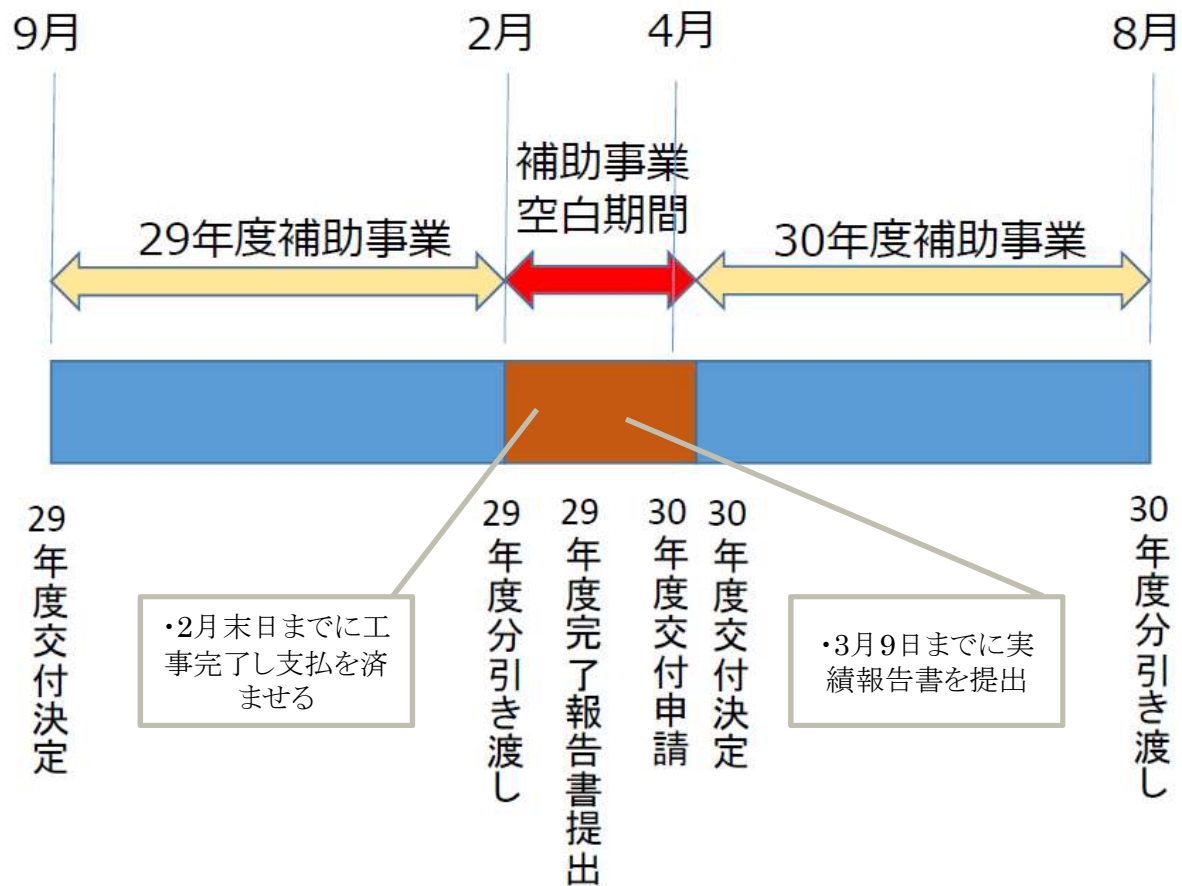
- ・ 補助事業完了 = 支払完了：当該年度の2月末日まで（厳守）
- ・ 公募要領12～13ページに留意事項を記載

5. 複数年事業の事業イメージ

複数年事業の注意点（第2号事業）

公募要領
4ページ

一括発注による複数年事業イメージ



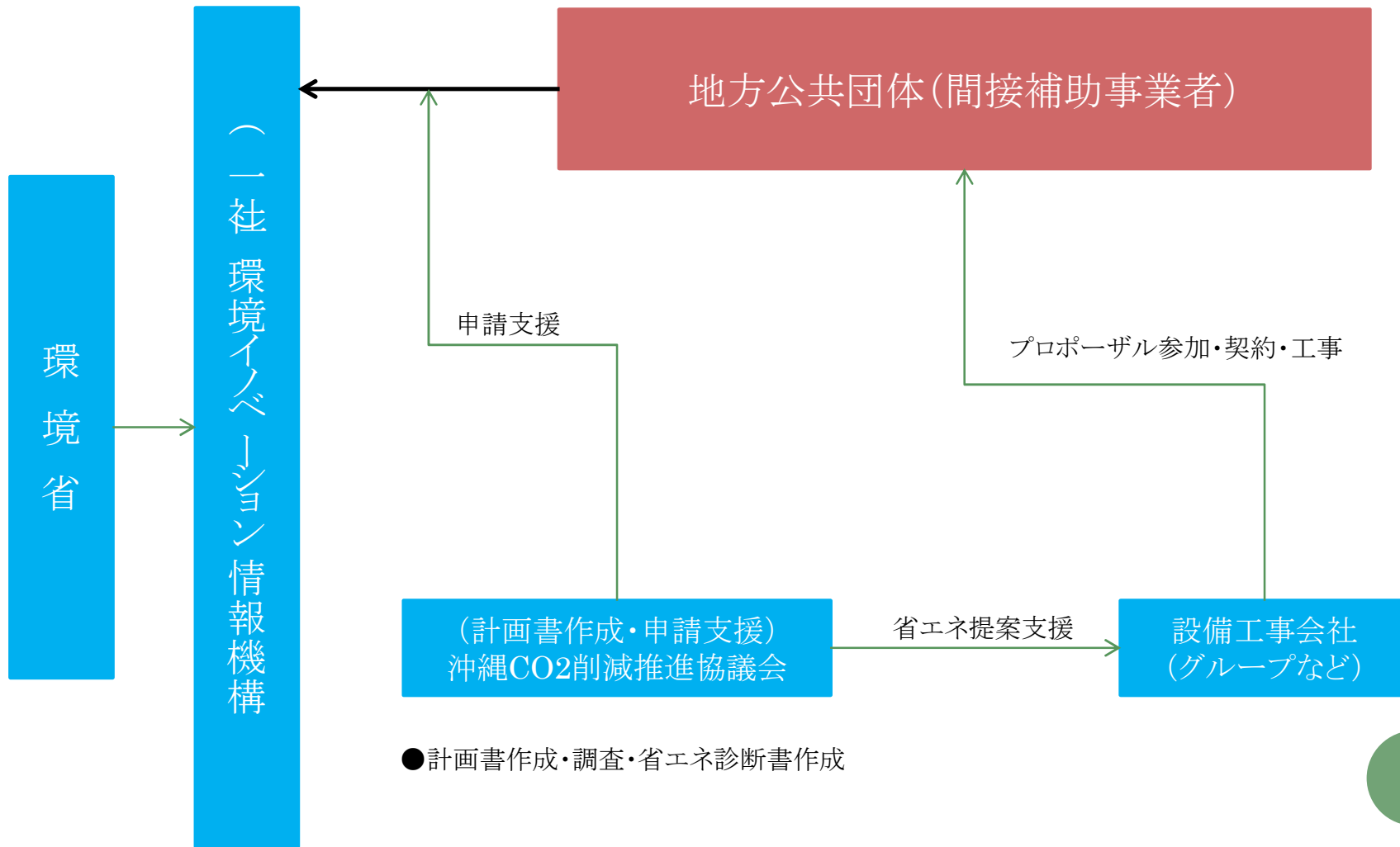
～V対象外経費～

1. 事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業(第2号事業)

- －1. 処分費用、街路灯や屋外設備等、諸経費など

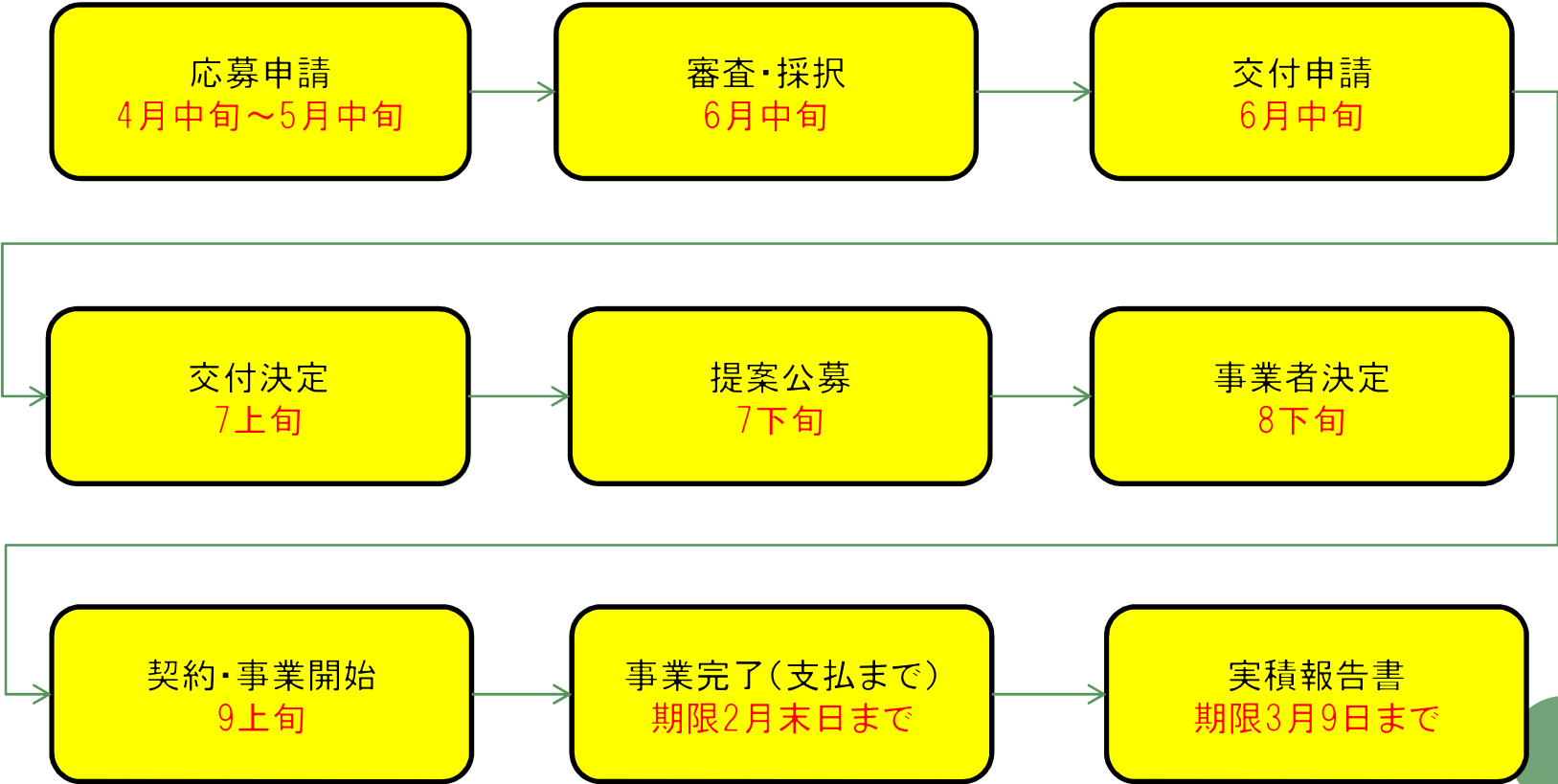


～VI事業スキーム～



VII 地方公共団体提案公募スケジュール(1号事業)

1号事業30年度



VII 地方公共団体提案公募スケジュール(2号事業)

2号事業31年度

